

評議員及び役員等報酬及び費用弁償規程

社会福祉法人 信成会

評議員及び役員等報酬並びに費用弁償規程

(趣旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人信成会（以下「法人」という。）の定款第8条及び第21条の規程に基づき業務評議員及び役員等の報酬並びに費用弁償について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 常勤の理事とは、理事のうち、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。
- (2) 非常勤の役員とは、役員のうち、常勤の理事以外の者をいう。

(報酬の額の算定方法)

第3条 評議員には、定款第8条で定める金額の範囲内で、報酬を支給することができる。

- 2 この法人の理事の報酬は、年間25万円以内とする。
- 3 この法人の監事の報酬総額は、年間15万円以内とする
- 4 当法人では、常勤の理事を設置していないため非常勤役員に対する報酬は別表1及び別表2に定める額とする。

(報酬)

第4条 評議員及び役員等が評議員会又は理事会に出席したとき並びに監事が事業の運営状況を指導又は監査の業務にあたった場合は、別表1により報酬を支給することができる。

- 2 評議員及び役員等が、評議員会又は理事会並びに監事監査指導以外の日において、法人業務及び事業運営のため業務にあたった場合には、別表2により報酬を支給することができる。
- 3 業務内容により理事長が必要と認める場合は、この限りでない。

(費用弁償)

第5条 法人の業務の為の移動費用は、別表3に定める額の費用を弁償する。

(出張旅費)

第6条 評議員及び役員等が、法人業務のため出張する場合は、別表4により報酬並びに旅費等を支給することができる。

- 2 旅費は、実費を支給する。
- 3 業務遂行に必要な経費は、実費を原則として支給することができる。
- 4 旅費等は原則として、出張終了後支払うこととするが、必要により事前に概算額を支払い、出張終了後精算することができる。

(適用除外)

第7条 委託業者であつて法人評議員及び役員等を兼務する者については、第2条の(1)から(2)については、この規程は適用しない。

また、社会福祉法人信成会の職員等で役員等を兼務する者については第2条及び第3条並びに第4条の規定は適用しない。

(報酬・費用弁償の辞退)

第8条 評議員及び役員等は、報酬・費用弁償額の全部又は一部につき辞退することができる。

(公表)

第9条 この法人は、この規程をもつて、社会福祉法第59条に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改定)

第10条 この規程の改定については、評議員会の議決を要する。

附則

この規程は、平成29年4月1日より施行する。

この規程は、令和3年5月1日より適用する。

評議員及び役員等報酬及び費用弁償規程（別表）

| 別表1（第2条1項関係）名称 | 報酬（日額） |
|-----------------|---------------|
| 評議員会出席報酬 | |
| 理事会出席報酬 | 5,000円（県内在住） |
| 監事監査指導報酬 | 10,000円（県外在住） |
| 評議員選任・解任委員会出席報酬 | |

| 別表2（第2条第2項関係）名称 | 報酬（日額） |
|-----------------|---------------|
| 評議員業務報酬 | 5,000円（県内在住） |
| 理事・監事業務報酬 | 10,000円（県外在住） |

| 別表3（第3条関係）名称 | 移動費用（日額） |
|------------------|----------|
| 市内在住評議員及び役員等費用弁償 | 5,000円 |
| 県内在住評議員及び役員等費用弁償 | |
| 県外在住評議員及び役員等費用弁償 | 10,000円 |

（注）交通費が費用弁償の額を超える場合は、本人の選択により費用弁償額または実費交通費のいずれかを支払う。

| 別表4（第4条関係）名称 | 報酬及び旅費（日額） |
|--------------|------------|
| 業務報酬 | 5,000円 |
| 旅費 | 実費弁償 |
| 宿泊費 | 実費弁償 |
| その他 | 実費弁償 |